

## 司法研修所規程

昭和22年12月1日最高裁判所規程第6号

改正 昭和24年7月1日最高裁判所規程第13号  
昭和25年4月28日最高裁判所規程第6号  
昭和26年3月31日最高裁判所規程第3号  
昭和29年5月29日最高裁判所規程第4号  
昭和32年6月15日最高裁判所規程第3号  
昭和40年3月31日最高裁判所規程第3号  
昭和57年2月10日最高裁判所規程第3号  
平成16年3月31日最高裁判所規程第4号  
平成29年3月1日最高裁判所規程第2号

### 司法研修所規程

第一条 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

(昭二五最裁程六・昭三二最裁程三・昭四〇最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第二条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

- 一 合同研修
- 二 個別研究
- 三 その他の研修

第三条 前条第一号の研修の組織を次の二部に分ける。

第一部 裁判官の研修

第二部 司法修習生の修習

2 前条第三号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。

(昭二四最裁程一三・昭二五最裁程六・昭二六最裁程三・昭二九最裁程四・昭三二最裁程三・昭五七最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第四条 第二条第二号及び第一部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。ただし、第二部の研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。

3 教官会議は、第二部の研修を担当する司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。

4 司法研修所長は、司法研修所規則第二条の規定により囑託を受けた者を教官会議に参加させることができる。

(昭五七最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第五条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。

2 司法研修所長は、第一部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所

長官に報告する。

(昭五七最裁程三・平一六最裁程四・一部改正)

第六条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当な者に委嘱することができる。

2 司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。

第六条の二 司法研修所に、参与を置くことができる。

2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。

3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。

4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されることができる。

(平二九最裁程二・追加)

第七条 司法研修所長は、毎年三月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第八条 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

#### 附則

この規程は、司法研修所規則施行の日から、これを施行する。

(施行の日=昭和二二年一二月一日)

附則(昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一三号)

この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則(昭和二五年四月二八日最高裁判所規程第六号)

この規程は、裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十六号)の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(施行の日=昭和二五年四月一四日)

附則(昭和二六年三月三十一日最高裁判所規程第三号)

この規程は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則(昭和二九年五月二九日最高裁判所規程第四号)

この規程は、昭和二十九年六月一日から施行する。

附則(昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号)

この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

附則(昭和四〇年三月三十一日最高裁判所規程第三号)

この規程は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則(昭和五七年二月一〇日最高裁判所規程第三号)

この規程は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則(平成一六年三月三十一日最高裁判所規程第四号)

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則(平成二九年三月一日最高裁判所規程第二号)

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。